

令和8年度千葉県児童福祉専門職員マネジメント研修業務委託 プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 児童福祉司等の配置基準の見直し等による採用者数の大幅な増加に伴い、職務経験が浅い若手職員が児童相談所全体の職員の多くを占める状況の中、組織力向上のためには、児童相談所等において若手職員育成の中心となる育成担当職員やチーム運営を担うグループリーダーの育成指導能力及びマネジメント能力向上を図る必要があることから、研修に関し十分な専門性と高度な企画力やノウハウを有する事業者に委託するため、公募により広く企画提案を求めるものである。選定に当たっては優れた提案を広く募集して最優秀のものを選定する公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により実施するため、プロポーザルへの参加方法及び提案の選定方法について必要な事項を定める。

(提案者の参加方法)

第2条 プロポーザルに参加する者は、本要領及び別に定める「令和8年度千葉県児童福祉専門職員マネジメント研修業務委託企画提案募集要項」に基づき、手続きをとるものとする。

(提案者の選定方法)

第3条 別に定める「令和8年度千葉県児童福祉専門職員マネジメント研修業務委託選定委員会設置運営要領」に基づき、設置された選定委員会は、提案参加者から提出された提案書についてヒアリングを行い、総合的に審査し、最も優れた提案者を選定する。

(その他)

第4条 本要領で定めるもののほか、プロポーザル実施に係る必要な事項は、千葉県が定める。

附 則

この要領は、令和8年2月9日から施行する。